

加入生産者 各位
関係団体 各位

(一社)日本養鶏協会事務局

成鶏更新・空舎延長事業発動時の価格差補填交付金の算定について

日頃より鶏卵生産者経営安定対策事業の推進にご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

今般、5月20日に成鶏更新・空舎延長事業が発動となりました。これに伴い実施要領第2の1の(7)のアの規定に基づき、本年4月以降の価格差補填金の交付月において、採卵鶏飼養羽数が10万羽以上の生産者及び成鶏更新・空舎延長事業(平成30年度第2回目の発動を含みます。)に参加し当該月に空舎期間が含まれる生産者の皆様は上限数量を算定していただき、鶏卵販売実績報告書の月間契約数量欄上段()内に記入して提出いただきたくお願い申し上げます。

このため、当協会ホームページに掲載している「上限数量算定」バナーを修正いたしました。この算定表に必要事項を入力していただくと上限数量が算定されますので、印刷ボタンを押し印刷願います。

この上限数量を鶏卵販売実績報告書の月間契約数量欄上段()内に記載し、補填対象数量は、上限数量等又は販売実績数量のいずれか小さい方を記入し補填交付金交付額を算定願います。また、事業対象鶏舎へのひなの導入が確定した場合は、導入確定日及び導入確定羽数を入力願います。

鶏卵販売実績報告書の下段の表(成鶏更新・空舎延長事業参加申請者)に記載するとともに、下記の資料を添付又はFAXにて当協会にご提出願います。

また、当協会ホームページをご利用できない生産者の方は、別紙に必要事項を記入し、FAXで当協会に送付願います。算定結果をFAX等によりご連絡いたします。

記

- ① 上限数量算定結果(印刷したものの写し)
- ② 成鶏の出荷完了日が確認できる伝票・仕切書等の写し
- ③ 搬入羽数が確認できる食鳥検査成績報告書等の写し
- ④ ひなの導入日・導入羽数が確認できる納品書、日報等の写し(導入確定後)
- ⑤ 標準取引価格(日ごと)が安定基準価格を上回る前日までに食鳥処理場に申し込み、発動期間の後に処理を行った成鶏については、成鶏の出荷計画申込書の写し
- ⑥ 成鶏更新・空舎延長事業参加申請書をすでに当協会に提出している場合は、上記資料のうちこれに含まれているものは省略できます。